

大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

及び並びに大阪ビジネスパーク駅周辺地域部会及び京橋駅周辺地域部会運営

要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十五条第二項に基づき、大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び並びに大阪ビジネスパーク駅周辺地域部会及び京橋駅周辺地域部会（以下「会議・部会」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議の基本方針)

第二条 会議・部会は公開とし、会議・部会の開催に必要な事項は別途定める。

2 規約第八条第五項及び第十二条第九項に規定する公表については、会議終了後すみやかに、会議資料、会議要旨に関して大阪市ホームページに掲載するものとする。

(推進組織の設置)

第三条 部会長は、部会での協議、調整等に基づいた取組みの推進を目的とした組織を置くことができる。この組織の設置、構成、運営その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年〇月〇日から施行する。

大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

及び並びに大阪ビジネスパーク駅周辺地域部会及び京橋駅周辺地域部会傍聴

要領

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪城公園周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び並び大阪ビジネスパーク駅周辺地域部会及び京橋駅周辺地域部会（以下「会議・部会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第二条 傍聴を定める定員は 10 名とする。ただし、議長が必要と認めた場合については、この限りではない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の 30 分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(報道機関の特例)

第三条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材については、会場内の所定の位置から議事の進行の妨げにならない限り、写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第四条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の議長及び部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第五条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長又は部会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附則

この要領は、平成 2 7 年 3 月 2 7 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 6 月 2 6 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 2 月 2 8 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年〇月〇日から施行する。